

東京、昭50不78、昭52. 3. 15

命 令 書

申立人 X

被申立人 いすゞ自動車株式会社

主 文

- 1 被申立人いすゞ自動車株式会社は、申立人Xがいすゞ自動車労働組合川崎支部の代議員に立候補する場合、立候補のあいさつ、選挙に関するビラの配布について、職場委員会の推せんを受けて立候補する者と差別した取扱いをしてはならない。
- 2 被申立人は、申立人に対する昭和50年7月11日付譴責処分を撤回しなければならない。
- 3 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人Xは、昭和42年被申立人いすゞ自動車株式会社に入社し、川崎工場技術部工具課に勤務する従業員で、いすゞ自動車労働組合川崎支部（以下「支部」という。）の組合員である。
- (2) 被申立人いすゞ自動車株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都）に本社を、川崎市ほか3か所に工場を置き、自動車および船舶用エンジンの製造を業とする会社で、従業員は約14,000名である。このうち申立人の所属する川崎工場の従業員は約4,500名である。

2 Xの支部代議員選挙立候補のあいさつの拒否

- (1) 支部の代議員選挙は、昭和50年7月10日に行なわれる予定であったが、川崎工場技術部工具課ではB 1 区長の下承を得たうえ、同年7月2日朝礼の後C 1 職場選挙管理委員長から、代議員の立候補受付について説明し、ついでC 2 代議員が、職場委員会において次期代議員にC 3 を推せんすることに決まった旨を報告、つづいてC 3 が「よろしくをお願いします。」とあいさつした。
- (2) 同月4日午前10時ごろ、Xは、C 1 職場選挙管理委員長に対して代議員に立候補する旨を伝えた。B 1 区長は、同日11時ごろXとC 4 職場選挙管理委員が職場で立ち話をしていたところへ来て、Xに対して「どうして私のところへ先に話に来ないのか。」「組織内で立候補するのは優秀な者でなければならない。」「出勤率でみな足を引っ張るようなことをしていて、みなが支持してくれると思うか。」などといった。
- (3) 同日午後2時ごろ、Xは、C 1 職場選挙管理委員長に対して、職場推せん者に対しては就業時間内にあいさつをさせているのだから、公正を保つためにも同様のあいさつを許すように要請した。しかしB 1 区長の意向により時間内あいさつは許さないとのことで、結局Xは職場内で代議員立候補のあいさつをする機会が与えられなかった。

3 7月7日のビラ配布とビラの回収

- (1) 同月7日、Xは、就業時間前の午前8時から工具課の二階更衣室および一階作業場カウンターのところで、川崎支部第12選挙区代議員立候補者X名義のビラ約30枚を配布した。そのビラには、現在の組合執行部の運動方針を批判する立場で代議員選挙に立候補したこと、またB 1 区長からいやがらせがあったこと、立候補あいさつが許されなかったことが記してあった。
- (2) 同日9時ごろ、B 2 班長（Xの所属する班の隣の班長）は、B 1 区長の指示によって班員から上記のビラを回収し、その他の班でも班長がビラを回収した。
- (3) 翌8日の朝礼の席上、B 1 区長は、B 3 労務課長の指示に従って、会社の許可なしにビラ配布することは就業規則にふれるので厳重に注意するようにと話し、その後、Xを呼び、どういうつもりでビラを配布したかをただし、ビラ配布は就業規則違反であるといった。

4 7月9日のビラ配布とくずかごの移動

Xは、翌9日午前7時20分ごろから8時10分ごろまで、川崎工場正門前（会社敷地内ではあるが、公共バスの停留所もあり、外部の人も自由に出入りしている。）で、川崎支部第12選挙区代議員立候補者X名義のビラ約70枚を出勤してくる従業員に配布した。その内容は「私はもう絶対許せない！」と題して、Xの代議員立候補に対する会社の不公平な取扱いと、これに対する支部の対応に抗議するとともに支援と協力を求めたものであった。このビラの配布中、守衛およびC5労務課員は、Xに対し就業規則に違反するとして構外に出るよう要求し、C5は、正門を入れてすぐ左側に置いてあった高さ約1メートルの鉄製のくずかごを通路の中央に移動した。

5 Xに対する譴責処分

代議員選挙の終了した翌11日、B3課長は、Xを呼び、口頭で7日および9日にビラを配布した行為は就業規則第4条第7項（会社内で集合、進行その他大衆行動をし、または文書を配布し、もしくは貼布するときは会社の許可を得ること）に違反するから譴責処分にすることを告げ、あわせて始末書の提出を命じた。これに対し、Xは、正当な組合活動である旨反論し、処分の撤回と謝罪を求めたが、B3課長はこれを拒否し、その後始末書の提出期限を7月18日まで猶予したが、Xは今日に至るまでこの始末書を提出していない。

第2 判断

1 Xの支部代議員立候補あいさつの拒否について

(1) 申立人Xは、会社がC3には朝礼後、立候補のあいさつをすることを許しながら、Xには許さなかったことは、代議員選挙に対する干渉であると主張し、被申立人会社は、C3の行なったあいさつは単に推せん手続上の一経過として班員に対し推せんについて謝意を述べたものに過ぎず、一方Xが要求したあいさつは、立候補するにあたっての抱負を開陳し、班員の賛同を得るためのものであって、C3が行なったものとは全く異なる選挙演説であったため、これを許さなかったものであり、差別扱いをしたものではないと主張する。

(2) B 1 区長は、前段第 1 の 2(1)認定のとおり支部組合員に対して支部代議員選挙のために朝礼後の時間を与えて、その中で C 3 があいさつしたものであって、B 1 区長が事前に C 3 のあいさつの内容について特に制限を加えた事実もない。一方、X に対しては、就業時間内でのあいさつを許さなかったが、この間に B 1 区長は X にどういうあいさつをするのか尋ねていないことからみて、X が C 3 とは全く異なった選挙演説を要求したため、これを許さなかったという会社の主張は推測にすぎず採用できない。本件の場合職場推せんの立候補者に朝礼後のあいさつを許しながら、X には許さなかった合理的理由はなく、前段第 1 の 2(2)の B 1 区長の話からも伺えるように、X が職場推せん者とは別に代議員に立候補したことを嫌って、同人の選挙活動を差別したものと認められる。

2 Xの配布したビラの回収と譴責処分について

(1) 申立人は、ビラを回収したことは選挙活動に対する妨害であり、ビラ配布を理由とする譴責処分は、正当な組合活動に対する不利益取扱いであると主張し、被申立人は、本件ビラ配布は組合の機関決定を経た正式の組合活動ではなく、X の単なる個人活動に過ぎず就業規則に違反するから処分したものであると主張する。

(2) ところで 7 月 7 日および 9 日のビラ配布は、組合の機関決定を経たものではないが、申立人の行動は同人の所属する支部内で行なった代議員立候補者としての選挙活動であり、ひいては同人の組合活動である。さらに両日のビラ配布は、いずれも就業時間前に行なわれたものであり、会社の業務に支障をきたした事実も認められないから、不当労働行為制度の保障する組合活動としての正当性を欠くものではない。従って、無許可でビラを配布したことは、形の上では就業規則違反に該当するとしても、会社が X のビラを回収したり譴責処分したことは、同人のビラ配布が無許可であることに藉口して同人を正当な組合活動の故に不利益に取扱ったものとみるのが相当である。

3 ビラ配布に際してのくずかごの移動について

(1) 申立人は、7 月 9 日の正門前でのビラ配布中、労務課員がくずかごを通路の中央に移動し、ビラによる教宣活動を妨害したことは、組合活動に対する支配介入であると

主張する。

- (2) 労務課員が、ビラを捨てやすいようくずかごを移動したことは認められるけれども、会社がビラをこれに捨てるよう指示した事実はなく、これをもってただちに組合活動に対する支配介入に該当するとはいえない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社がXに対し立候補のあいさつを許さなかったこと、ビラを回収したことおよび懲戒処分したことは労働組合法第7条第1号および第3号に該当し、くずかごを移動したことは同条に該当しない。

なお申立人は、①B2班長が直接申立人に対し謝罪するとともに回収したビラを組合員に返すこと、②弁護士料、慰謝料を支払うこと、③陳謝文を社内放送および各職場で読み上げること、④申立人に直接陳謝すること、⑤陳謝文の掲示、⑥審問に要した休暇を特別休暇として認めることを求めているが、本件の救済としては主文の程度をもって足りると考える。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和52年3月15日

東京都地方労働委員会

会長 塚 本 重 頼